

新型コロナウイルス感染症に便乗した 身に覚えのない商品の送り付け にご注意ください

**注意！：政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、
お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。**

【身に覚えのない商品が届いた際の対応方法】

(例) 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。
請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

とにかく、**ひとまず落ち着きましょう。**

送り付けられる前に、**事業者からの電話連絡**はありましたか。

はい

いいえ

送付された商品の**売買契約**
の**勧誘**はありましたか。

はい

いいえ

上記の**売買契約の締結**を
申し込みましたか。

はい

いいえ

★商品が届いた場合でも、
契約書面を受け取ってから
8日以内であれば、
クーリング・オフ※が
できます。**書面を受け取って**
なければいつでも可能です。

※契約書面を受け取ってから一定期間内であれば
無条件で契約の解除ができる制度のこと。

★**売買契約は成立していません。**
お金を払ってはいけません。
事業者に連絡する必要もありません。

★**商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間***を
経過したときは、商品を自由に処分
してかまいません。
その後の事業者による**商品の引取り**に
応じる必要もありません。

*引取りを請求すれば、その請求の日から7日間に短縮できますが、
事業者電話番号等知られてしまう可能性もあります。

**慌てて事業者に連絡したりせず、
使用せずに保管し、14日間経つて
から処分しましょう！**

**おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。**

○ 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**
(局番なしの3桁番号) 等の関係機関にご相談
ください。

※ このほかにも、消費者庁では、多様な情報を発信しています。詳しくはこちらへ。
(<https://www.caa.go.jp/>)